

産前産後休業期間における掛金免除の取扱いについて

産前産後休業期間（以下「産休」という。）における掛金免除については、次のように取扱います。

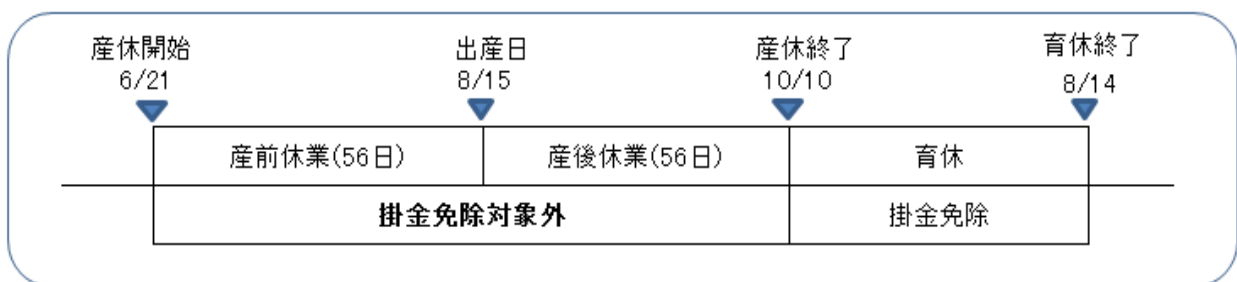
1 掛金及び負担金について

掛金及び負担金（期末手当等に係る掛金及び負担金を含む）については、有給・無給に関わらず、育児休業（以下「育休」という。）の場合と同様に免除となり、公的負担金に係る負担金のみ徴収されます。

2 掛金免除期間について

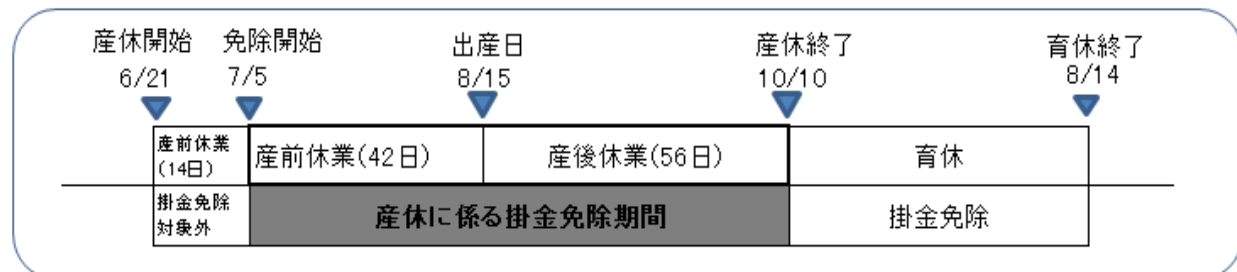
【基本事例】（産前8週、産後8週の休暇及び子が1歳に達するまで育休を取得した場合）

改正前



育休に係る掛金免除期間：10月～7月分

改正後 ※平成26年4月1日より

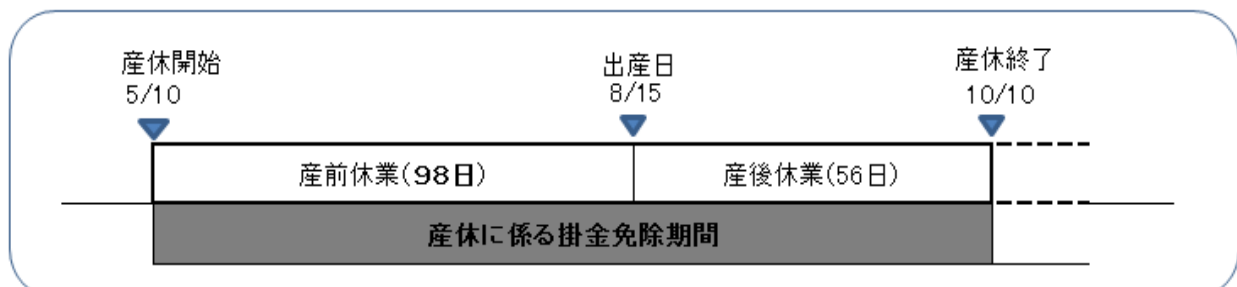


産休に係る掛金免除期間：7月～9月分

育休に係る掛金免除期間：10月～7月分

※県条例（県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日、休暇に関する条例14条、県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日、休暇に関する規則13条）により産前56日より休暇を取得している場合でも、掛金免除の対象となるのは産前42日と産後56日間となります。

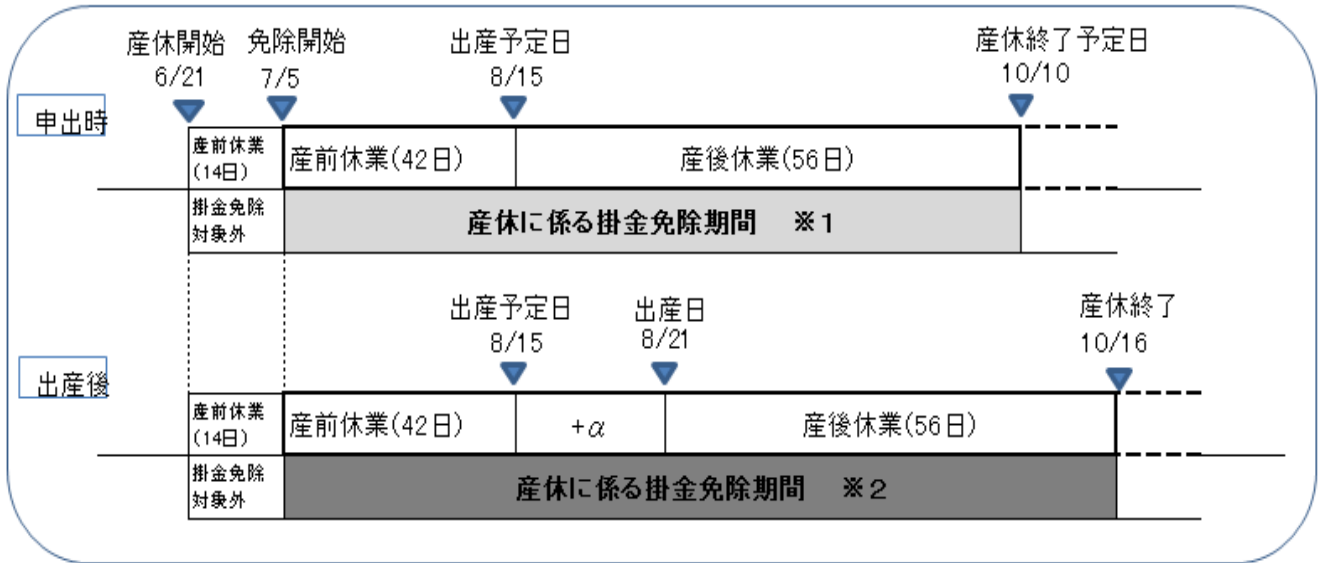
（多胎妊娠の場合）



産休に係る掛金免除期間：5月～9月分

3 掛金免除期間の具体例及び申出書の提出等について

(1) 実際の出産日が出産予定日より遅くなった場合



産休に係る掛金免除期間：7月～9月分

※上記の $+\alpha$ 部分の期間も含めて掛金免除の対象となります。

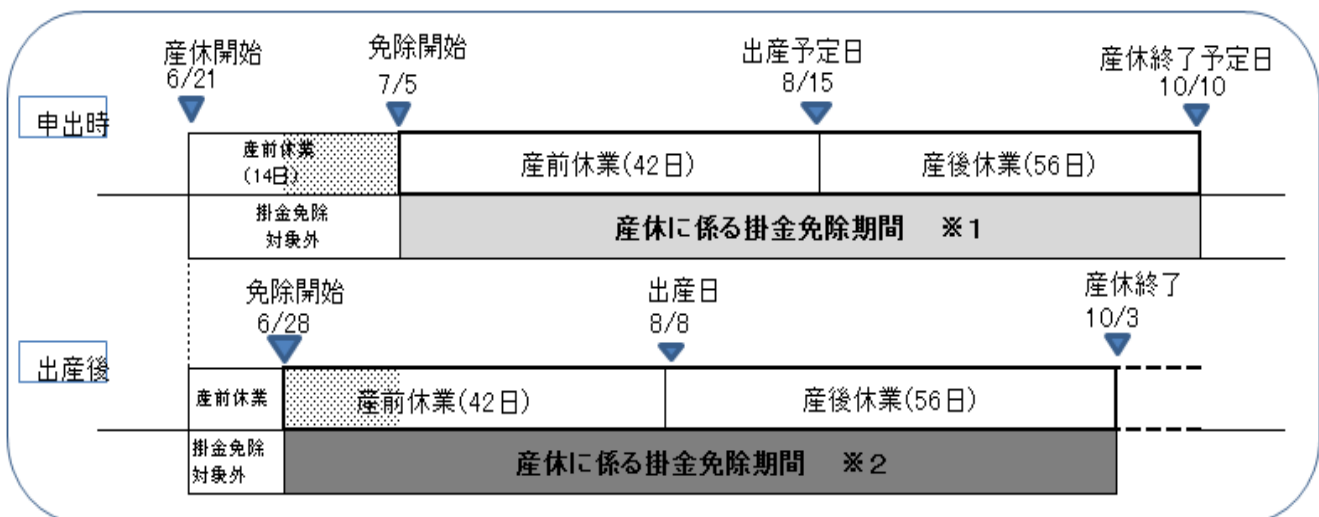
申出書の提出について

ア 産休開始時に申出書等を提出してください。（上図「※1」の期間を記載）

イ 出産後に変更申出書等を提出してください。（上図「※2」の期間を記載）

(2) 実際の出産日が出産予定日より早くなった場合

①産前56日より産休を取得している場合



産休に係る掛金免除期間：6月～9月分

※6月については、当初は免除対象期間ではありませんでしたが、出産日が早くなったことにより遡って免除対象期間となります。

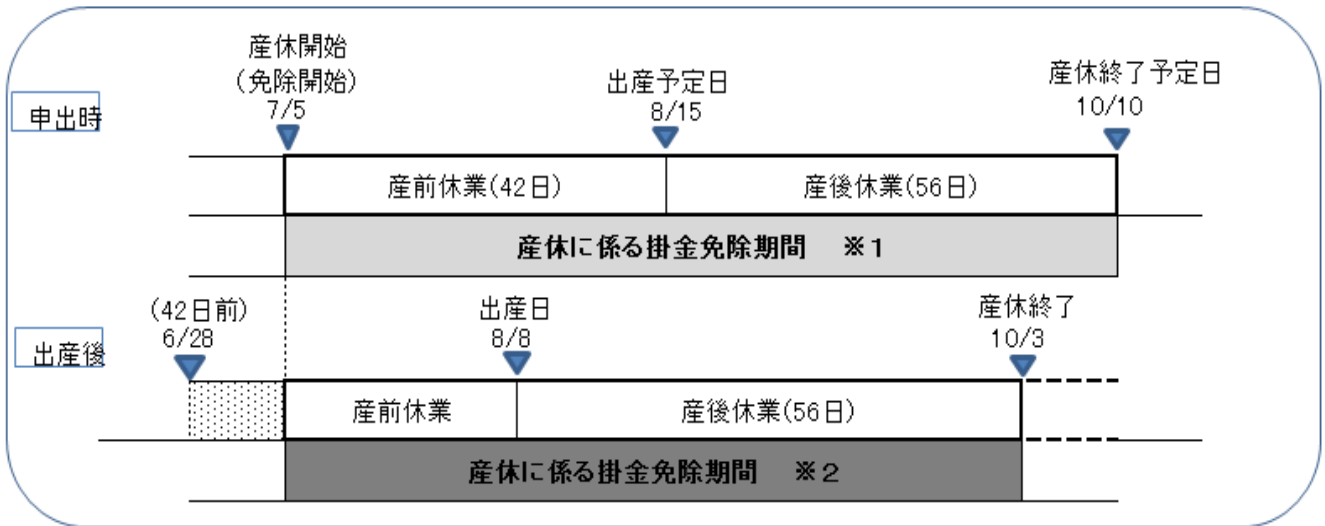
申出書の提出について

ア 産休開始時に申出書等を提出してください。（上図「※1」の期間を記載）

イ 出産後に変更申出書等を提出してください。（上図「※2」の期間を記載）

※開始日の日付も変更となりますので、記載する際はご注意ください。

②産前42日より産休を取得している場合



産休に係る掛金免除期間：7月～9月分

※①の場合と異なり、6月については勤務しているため出産日が早くなった場合でも免除対象期間となりません。

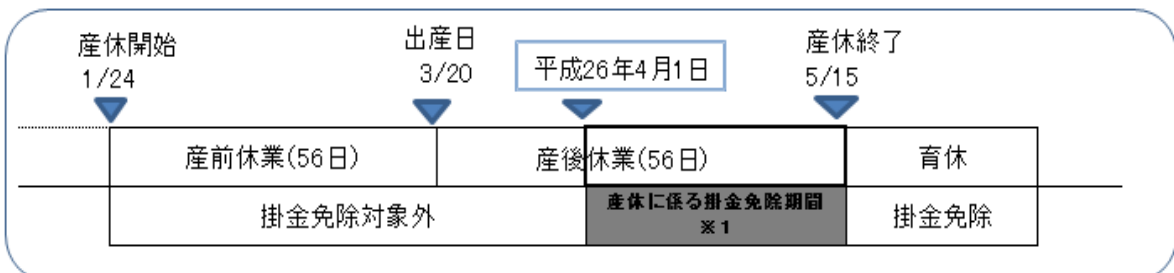
申出書の提出について

ア 産休開始時に申出書等を提出してください。(上図「※1」の期間を記載)

イ 出産後に変更申出書等を提出してください。(上図「※2」の期間を記載)

(3) 施行日(平成26年4月1日)をまたいで産休を取得している場合

①産休終了日が平成26年4月30日以降の場合



産休に係る掛金免除期間：4月分

育休に係る掛金免除期間：5月分～

※施行日の属する平成26年4月分から掛金免除となります。

申出書の提出について

①出産日が既に確定している場合(上図)

ア 平成26年4月1日以降に申出書等を提出してください。

(上図「※1」の期間を記載。※開始日は平成26年4月1日となります。)

イ 上図のように出産日が確定している場合は変更申出書等の提出は必要ありません。

②出産日が未確定の場合

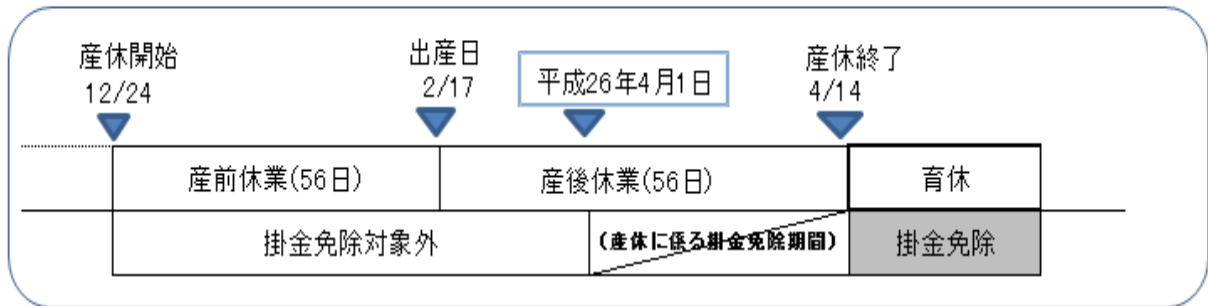
ア 平成26年4月1日以降に申出書等を提出してください。

(平成26年4月1日～産休終了予定日の期間を記載)

イ 出産日が確定後、変更申出書等を提出してください。

(変更申出書の記載方法等については、上記(1)及び(2)の例によります。)

②産休終了日が平成26年4月29日以前の場合



産休に係る掛金免除期間：なし

育休に係る掛金免除期間：4月分～

※掛金免除期間は、産休が終了する日の翌日の属する月の前月分までとされているため、4月の途中で産休を終了する場合は4月分は産休に係る掛金免除期間となりません。
ただし、産休後引き続き育休を取得される場合には、4月分は育休に係る掛金免除の対象期間となります。

申出書等の提出は必要ありません。

(4) 産休前に流産等となった場合

妊娠4か月以上の流産であれば、通常の出産同様に産後休業が付与されることから、その間は掛金免除の対象となります。

ア 産後休業開始時に申出書等を提出してください。